2010.7 (291) UMS

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

「景気対策緊急保証」の活用と中小企業資金繰り対策

この春(平成22年4月)から実施されている保証制度の概要



さる3月末で期限を迎えた「緊急保証」に変わり、4月から利用開始された「景気対応緊急保証制度」とは 以下の通りです。

1、一部例外業種を除く原則全業種が利用可能

対象業種は例外 (農林水産業・金融・保険業・公務・学校法人等)を除き原則全業種を指定しています。期間 は平成23年3月31日迄、緊急保証の30兆円に6兆円プラスして合計36兆円規模のです。

対象は、指定業種で過去の売上減少(前年比3%減少)から2年前比(3%減少)基準を導入しています。何れ も、最寄りの市町村長の認定が必要であることに変わりありません。

保証の内容は、保証限度額は8000万円(無担保) 2億円(有担保)で、信用力の高い事業者には8000万円を超える無担保ニーズにも柔軟に対応されるそうです。また、信用保証協会の100%保証で保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)保証料率は0.8%以下となっています。

*金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案する基本方針。2 年間連続赤字で繰越欠損金を抱えていても赤字の要因・取引先等の経営支援等を幅広く勘案した上で与信力を総合的に判断するとの情報

2、セーフティーネット貸付の拡充等「金利引下げ措置の延長・拡充」

日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付、中小企業事業による危機対応貸付等について、4 兆円の事業規模を追加措置(総額21兆円の利用を想定) 平成22年度末までに延長されました。

「金利引下げ措置の延長・拡充」に関する具体的な内容は、特に業況が悪化している事業者に対する 0.3%の 金利引下げ措置を延長、また雇用維持・拡大に取組む事業者に対する 0.1%の金利引下げを 0.2%に拡充しました。 また、無担保貸付等の円滑な実施のため、金利引下げ措置を延長して、公庫の中小企業事業では上限金利 3% を適用、国民生活事業ではさらに 0.3%の引き下げを実施しています。

詳細は日本政策金融公庫のホームページをご参照ください。

3、設備投資に係る金利引下げ(設備資金貸付利率特例制度)の実施

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、デフレの進行に伴い実質金利上昇の下で抑制されている設備投資等の下支えを図るものです。さる2月15日から0.5%の金利引下げを実施しています。借入日から2年間継続です。

詳細は日本政策金融公庫のホームページをご参照ください。



…ビジネススポット… 親子会社・兄弟会社同士の税務リスク ……会社同士の取引は他人と同じ……

法務管理室 露口 祐子

会社同士の取引は他人の関係

会社の経営の円滑化、或は将来の経営リスクヘッジ、多角経営を行う上での必要性から、現在の会社の下請け会社や、製造会社の販売会社など、同じ資本系統(出資者が同族関係者などの同族関係の会社)の会社が多くつくられています。その様に、同じ資本系列からの要請で利益配分や税負担の調整で自然と、同族会社同士の取引に関して他の取引先と相違する、有利(不利)な「取引条件」で取引が行われる可能性が介在します。

しかし、税法はこの様な取引について厳しく制約が置かれ、うっかりいい加減な取引をすると、同族会社同士 思わぬペナルティーを伴う税負担を求められます。

1、商取引などは客観性ある取引約定に基づいて行う

商取引を行う会社は「会社法」に基づいて設立されています。いわゆる株式会社・有限会社・合資会社・合名会社などは「利益目標」といった前提があります。会社は収益を確保する目的で取引を行うのが原則で、子会社や兄弟会社であるからと云っても当事者は全く他人です。特に有利な取引条件を付するなどの行為は許されません。しかし、同族会社間の取引でも特別な取引形態(販売目的会社など専属取引先が)あるような場合は、利害の偏りのない客観的取引条件に基づいて、原則として相互の「取引契約書」を作成して、やたらに変更せず行うことは可能です。但し、この場合の取引条件はあくまでも「社会通念上」相当であるという説得力のあるものでなければなりません。

2、うっかりしがちな相互間の利害取引

例えば、親会社からの資金の提供、親会社の社屋や光熱費等の無償使用、消耗品・事務用品や事務機械、車両などの無償使用、社員等の無償出向、福利厚生費(制服の無償使用)や飲食費や交際費など共通費用の未精算による利益を提供している事実に関しては、当然同族会社間の協定書などで相互の負担割合を明確にして、絶対に利害が混同しないよう様に留意しなければなりません。

3、うっかりに「課税」される

こうした、同族会社故の小さな問題にうっかりして、思わぬ課税のリスクを負担しなければならない場合に遭遇する場があります。親子・兄弟等といった同族会社間で有ればある程、他の取引先以上に取引条件に気配りが大切です。同族会社間では取引に関する「契約書」「覚書」「約定書」等で税務否認に対するガードを行うことが必要です。



始めてみよう「経営計画」を!!

なぜ!今、経営計画なのか? 未来を明示しなければ資金調達が出来ない 未来が見えなければ社員の夢がない

第二課長・上木戸信明

経営計画書とは建物の設計図面と同じ

建築物 (居宅やマンション、ビルなど)を新築する場合も、いきなり敷地を掘り返して基礎工事から入るのではありません。事前に多くの要素から完成後の構想や資金、耐震性や構造上の問題、そして建築基準法などの可能性を踏まえた設計図面を作成します。設計図面には基礎工事から完成までの詳細な工程、材料など詳細な手順などが示され、建築現場では、その図面に基づいて工事が進められます。

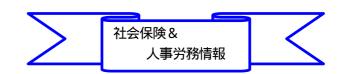
「経営計画書」とはまさに、理想的な経営のビジョン(完成)を目指して描く詳細な設計図面その物です。 会社の行く先、目標が明確でなければ経営者は勿論、社員にとっての将来図が描くこともできません。堅実な可 能性を踏まえた「経営計画書」作成が、会社の未来が約束される条件です。

社長の「夢」を「文字」と「数値」に具体化する

社長さん達は、ほとんどの方がそれなりに未来に対する「夢」を持っておられます。しかし、非常に抽象的で 具体性がありません。しかも社長さんの頭の中だけで、実行も不実行も社長さん一人の頭の中で終始します。

経営計画は天気予報の様な「予測」や「予報」ではなく、経営者の「夢」を明確に具体化する「目標」です。 だから、単に将来の売り上げ目標を立てるのではなく、会社の規模、業務や製品商品の開発、市場の開発など会 社の成長目標から業績などを様々な目標を具体的な「数値」にしたものです。多くの経営者は必ず、それなりの 「夢」を持っておられますが、経営者の頭の「夢」を、具体的に「文字」と「数値」にした「経営計画書」にす ることから「夢」の実現は始まります。





社会保険労務士 嶋 田 亜 紀

人事<u>労務情報</u> ~「子育てにやさしい企業」に認定!くるみんマーク取得のおすすめ~

「〈るみん」マークをご存知でしょうか?厚生労働大臣から「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業(子育てにやさしい企業)」として認定を受けると認定マーク「〈るみん」を、求人や商品の広告、封筒や名刺、ホームページなどで使用することができます。子育てにやさしい企業であることが広〈周知されイメージアップに繋がります。

認定を受けるための9つの基準

- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の策定期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5. 計画期間内に男性の育児休業取得者がいること。
- 6. 計画期間内の女性の育児休業取得率が70%以上であること。

ただし、常時雇用する労働者数が300人以下である事業主は

- ・ 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいなかった場合でも、計画期間開始前の3年以内のいずれかの日に、男 性の育児休業等取得者がいればよい。
- ・ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が 70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が 70%以上となればよい。(例えば、3年遡ると取得率が 70%に満たないが、2年であれば 70%以上となるような場合は、2年分だけ遡って構ない。)
- 7.3 歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 8.次の(1)から(3)のいずれかを実施していること。
 - (1)所定外労働の削減のための措置
 - (2)年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - (3)その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9. 法令及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 子育てにやさしい企業は優秀な人材の確保・定着、生産性の向上等につながります。 「くるみんマーク」取得をお考えでしたら、お手伝いさせていただきますのでご相談ください。



《事務所つうしん》

平成22年7月事務所カレンダー(主な行事と税務等)

日 程	業務・行事等	備考
3日(土)	第一土曜日お休みです	
10日(土)	第二土曜日実務研修会	法務担当(露口)
12日(月)	6月分の源泉所得税と住民税の納期限	
17日(土)	第三土曜日でお休みです	
19日(月)	海の日祭日お休み	
24日(土)	第四土曜日実務研修	法務担当(露口)
26日(月)	5月決算法人の決算書・申告書の審理	法務担当(露口)
29日(木)	5月決算法人の確定申告書提出(e tax)	総務担当
30日(金)	8月の月例会議 8月の業務計画と7月の業務反省	総務担当

職員バースデー (7月)…おめでとうございます…

7月誕生日は該当者なしです

今月のミニ金融情報

..... 日本政策金融公庫の貸付基準利息(22年6月9日現在)

日本政策金融公庫	経営改善資金	5年以内	1.85%
同	普 通 貸 付	5年以内	2.15%
同	同	6年以内	2.25%
同	同	7年以内	2.35%
同	同	8年以内	2.45%
同	同	9年以内	2.55%
同	同	10 年以内	2.65%

7月のマルケー融資審査会は7月30日(金)、審査会には所長が審査員として出席します



耳よりな情報

今話題になっている...... 新語・トレンド用語集......

在宅入院: 自宅で病院と同じ治療を続けることが出来る入院スタイル。フランス発のこのスタイルが世界中の注目を浴びています。自宅という安心感とともに施設関連費がいらないというメリットがあるようです。

テキサスパーガー : 日本マクドナルドで値段の高いテキサスバーガーが飛ぶように売れています。 今年の1月17日には、全店での売上が史上最高額の28億円を記録しました。 不景気の時代でも売れるものは売れるのです。

ドバイ・ショック: アラブ首長国への信用不安が世界の金融を揺さぶり始めています。もともと ドバイは小さな漁村でしたが、そこにオイルマネーが転がり込んだことから、これまで 異常な速度で成長を挙げてきました。しかし「地上の楽園」と謳われた日々は、半世紀 にも満たなかったようです。